

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成17年12月26日京都市条例第113号)(都市計画局住宅室住宅管理課)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)の施行により、公営住宅法(以下「法」といいます。)の一部が改正されたことに伴い、公営住宅及びその付属施設の法第3章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。)を京都市住宅供給公社に行わせることができることとするために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第113号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

(管理の特例に関するこの条例の規定の準用)

第36条 第3条から第35条まで(第7条の2から第8条の2まで, 第9条の2, 第15条から第19条まで, 第20条第3項, 第27条, 第29条, 第29条の2及び第31条を除く。)の規定は, 法第47条第1項の規定により京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)が公営住宅及びその付属施設の管理を行う場合について準用する。ただし, 市長が公社との協議により別段の定めをしたときは, この限りでない。
別表東天王町市営住宅の項中「京都市左京区岡崎東天王町」を「京都市左京区岡崎天王町」に改める。

附 則

この条例は, 平成18年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)